

家畜衛生だより

令和8年1月発行 No.56
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

農場ごとの飼養衛生管理マニュアルについて

飼養衛生管理基準の改正に伴い、豚飼養者は令和3年4月1日付、他の家畜飼養者は令和4年2月1日付で、農場ごとに「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、従業員や関係者等へ周知・徹底することが義務付けられました。

飼養衛生管理
マニュアル

〇〇農場

昨年度提出していない方や内容に変更があった方は、令和8年2月1日現在の定期報告書に添付して提出してください。
少なくとも年1回は記載内容を確認し、必要に応じ修正してください。

飼養衛生管理マニュアルには以下の項目について、
記載する必要があります。

- 従事者が当該農場外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- 海外からの肉製品の持込み（郵送を含む）禁止
- 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置場所を明示した農場の最新の防疫体制を確認できる平面図（様式3 定期報告の添付書類）
- 農場内への不適切な物品の持込み禁止
- 可能な限り、工具や機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止対策
- 手指や衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等



画像引用：農林水産省HP

農林水産省 HP の飼養衛生管理マニュアル例

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

を参考にしてください。